

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び松山市契約規則（平成 20 年規則第 11 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

松山市長 野志 克仁

一般競争入札公告個別事項

入札に 付する 事項	件名	湯山福祉センター跡地既存擁壁補強工事		
	履行場所	末町		
	工事概要	施工延長 L=31.9m 擁壁工 V=126m3		
	履行期限	令和 9 年 3 月 5 日		
	予定価格	19,262,100 円（17,511,000 円（消費税及び地方消費税を除く。））		
	執行条件	最低制限価格	変動型の適用	有
	施行番号	26-014031-0-0028		
入札参 加資格	(1) 建設業許可	許可業種	土木工事業	
		許可区分	一般建設業又は特定建設業	
		本店等区分	本店	
		本店等所在地	小野、久米、浮穴、荏原、坂本地区に本店を有していること。	
	(2) 経 営 事 項 審 査	建設工事の種類	土木一式	
		その他（経審）	－	
	(3) 格付け	格付け業種	土木一式工事	
		格付け等級	A 等級、B 等級又は C 等級	
		その他（格付け）	－	
	(4) 施工実績 （過去 15 年間）	工事の種類等	土木一式工事で 1 件の請負代金額が 9 0 0 万円以上の施工実績を有するもの（公共工事に限る） ※今回求める格付け業種として受注した工事に限る。	
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、当該施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。）	
	(5) 配置予定技 術者の資格等及 び従事経験 （過去 15 年間）	種類	監理技術者又は主任技術者	
		法 令 に よ る 資 格・免許等	・上記（1）に掲げる許可業種に関して建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（上記（1）に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
		従事経験	－	

契約条項 を示す場 所及び問 い合わせ 先	担当部局	松山市総務部契約課
	電話番号	０８９（９４８）６４５４
	FAX番号	０８９（９３４）１７６７
	電子メール	keiyaku@city.matsuyama.ehime.jp
	住 所	〒７９０－８５７１ 愛媛県松山市二番町四丁目７－２
日程等	設計図書等の貸与及び閲覧期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月２６日（月）までの 受付時間中
	設計図書等についての 質問提出期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１６日（金）までの 受付時間中
	質問に対する回答	令和８年１０月２０日（火）
	申請書類の提出期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１６日（金）までの システム稼働時間中（ただし最終日は１６時３０分まで）
	入札参加資格通知の日	令和８年１０月２０日（火）
	入札期間	令和８年１０月２１日（水）から令和８年１０月２６日（月）まで のシステム稼働時間中（ただし最終日は１６時３０分まで）
	開札日時	令和８年１０月２７日（火） １０時３０分
	開札場所	愛媛県松山市二番町四丁目７－２ 松山市役所本館９階 契約課 入札室
支払条件	前払金	請負代金額の１０分の４に相当する額以内の額とする。
	中間前払金	・ 請負代金額の１０分の２に相当する額以内の額とする。 ・ 支払済みの前払金との合計金額が請負代金額の１０分の６を超えないものとする。 ・ 部分払の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。
	部分払	規則第５９条を適用するものとし、中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。
その他	ア	この入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札利用者登録済みの業者が、システム障害等やむを得ない理由により当初から紙入札方式に変更する場合は、「紙入札方式参加申請書」を契約課に提出し承認を得ること。
	イ	規則、一般競争入札実施要領及び松山市建設工事等入札参加者心得等を確認し、入札に参加すること。

注１ 入札参加資格について「－」が記入されている項目については、入札参加資格として設定しない項目である。

注２ 上記の各期間について、「システム稼働時間中」とは、電子入札システムの稼働時間中のことであり、休日（松山市の休日を定める条例（平成３年松山市条例第２４号）第１条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く日の９時から２０時まで、「受付時間中」とは、休日を除く日の８時３０分から１７時までをいう。

注３ 「入札情報公開システム」の「予定情報」から設計図書等をダウンロードし保存しておくこと。

注４ 「質問に対する回答」の期限後、入札情報公開システムに質疑応答書等、添付文書の追加がないか確認し、追加文書のある場合は内容を十分に理解のうえ、入札すること。